

九州炭礦部の性格と機能

——三井財閥形成過程によせて——

加藤幸三郎

- 一 課題
- 二 明治三十〇年代における三井物産・三井銀行・
 - 三 九州炭礦部の性格と機能
 - 四 三井鉱山諸会社の資本蓄積の態様
- 三 資金運用の実態
- 四 総括—三井家同族会管理部創設と関連させて
- 1 諸資本の特徴について
- 2 資本蓄積の態様

一 課題

第一次世界大戦勃発の翌年、大正四年七月一日より開かれた三井物産株式会社第三回支店長会議において、同社の首席常務渡辺専次郎は、開会誓頭の挨拶で次のように述べている。

抑モ当(三井物産株式—引用者注)会社ハ祖先高利殿以来三百年間連綿トシテ継続シ明治維新ノ際ニ於テハ家産ヲ献シテ王政復古ノ鴻業ヲ翼賛セラレ爾來事毎ニ邦家ノ為メニ尽瘁セラレ、一方日本ノ大富豪トシテ目セラル、ト同時ニ一方ニハ奉公、尽忠ノ誠ヲ効サレ遂ニ二名ノ御主人ハ華族タルノ名譽ヲ授ケラレ、我皇室ノ藩屏トモナラレタル実ニ清キ、尊キ歴史ヲ有スル三井家ノ事業ノニシテ其形式ハ株式組織ノ一會社ニ過キサルモ其実普通ノ營利ヲノミ目的トスル株式会社トハ全然其精神ヲ異ニセリ、故ニ昨年前社長カ我々ニ示サレタル訓示ニモ當社ノ外國貿易ヲ經營スルハ國家ニ對スル奉公ノ目的ニ外ナラス故ニ業務ニ從事スルヤ宜シク公正ヲ旨トスヘシトアリ、即チ富豪ノ奉公的態度ニ恥チサル精神ヲ以テ公正ニ、穩健ニ、而カモ積極的方針ヲ以テ我社事業經營ノ大方針ト

ナサ、ル可カラサルヤ明白ナリ、我三井家ノ事業ハ物産ト云ハス、銀行ト云ハス、鉱山ト云ハス、總テ此精神ヲ以テ經營セサルヘラス、即チ三井家經營ノ事業ノ利害ハ國家ノ利害ト相合致スルモノ（傍点）——引用者注）

すなわち、こゝでは三井財閥の一翼を担いかつ近代的商業資本へと成長しきつた三井物産の「無概念」的ともいうべき国家利害との密着した一致性が端的に示されているのである。

しかも、同じこの支店長會議には、三井鉱山株式会社の中核部に位置するのみならず、前年つまり、第一次世界大戦勃発直後の大正三年八月五日⁽³⁾に、三井合名会社理事長に就任した團琢磨も出席して、次のように発言している。

三井ニ於ケル事業ニハ一面必ス多クノ味方ヲ有スルヲ以テ之等味方会社トノ間ニハ意思疎通シ互ニ扶持援護スルニアラサレハ相互ノ間ニ不便不利アルハ勿論ニシテ今更ラ喋々スルノ要ナク全ク陳腐ニ属スル事ナリト雖モ三井家ノ如キ大事業カ内外ノ商界ニ立ツテ競争場裡ニ馳驅シ平素優勝者タルノ地歩ヲ獲得スルニ至リシハ各方面ニ涉リ各事業毎ニ有力ナル味方アルニ職由スルモノニシテ全ク特殊ノ強キ地盤ノ上ニ立ツテ活動シ得ルモノナルヲ以テ今後益事業ノ進歩發展ヲ図ラントスルニハ此味方ヲ大切ニシ互ニ協商シテ共ニ事業ノ進展ヲ企画セサルヲ得ス⁽⁴⁾

いう迄もなくこの発言の企図するところは明瞭であろうが、第一次世界大戦勃発直後のまさに、経済的激動の時代、そしてまたかの「シーメンス事件」＝金剛事件⁽⁵⁾にあらわされているように単に三井財閥自体のみならず「軍閥・政党・財閥の絡み合いから起こった政治的・社会的の一大波瀾⁽⁶⁾」の生じた時代であった点を是非とも念頭におくべきであろう。かくて、この三井物産支店長會議における会議案件——第九、当会社ニ利害ノ関係アル事項ニ対スル希望条件——の最後に提出されていた「三井系統營業会社ト当会社トノ連絡ニ關スル件」⁽⁷⁾として、三井物産株式会社業務課長心得赤羽克巳は、次のように説明をおこなつてゆくのである。すなわち

毎支店長會議ニ於テ鉱山会社、三井銀行、合名会社ト当社トノ間ニ於テハ意思疏通ヲ図ラサルヘカラサルコトニ関シ社長殿始メ各重役ヨリ懇命アリ各社間ニハ極メテ円満親密ヲ図リ居レリ、然レトモ各社業務ノ性質ヲ異ニスルニ從ヒ又商務互ニ多端ナル為メ自

然合同スルコト能ハサルコトナシトセス、吾々ノ反対商ナル三菱ノ如キハ同一人ノ手ニ經營セラル、為メ銀行部ト當業部トノ間ハ密接ニシテ善ク連絡ヲ保テリト聞ク而シテ当社ニ於テモ合名会社ハ勿論三井銀行、鉱山会社トノ間何レモ円満ニシテ其他三井系統營業会社ナル東神倉庫、王子製紙、北海道炭礦、堺「セルロイド」会社、日本鱗寸、松島炭礦等ノ間モ亦頗ル親密ニシテ……（中略）……亦円滑ナル関係ヲ保持シ得ルハ衷心欣幸トスル処ナリ、然ルニ尚往々其間意思沮格セルモノト認メラ、ル点アルヲ遺憾トス例ヘハ鉱山会社ニ於テハ機械ヲ他ノ反対商ヨリ購入シテ当社ヲ通セサルモノアリ、又三井銀行ニ於テハ保証率ノ値上ケヲ要求セラレ而カモ該保証率ハ領ル高率ナルヤニ聞ク……（中略）……而シテ又今後三井家ニ於テ投資セラル、事業統出スペク当社ハ其原料、材料、製品等ヲ取扱ハサルヘカラサルヲ以テ該投資会社ニハ必ス当社ノ重役若クハ使用人ヲ入レテ其業務執行ノ任ニ当ラシメ……三井家ノ投資ヲ安全ニ保護スル所以ナリトス⁽⁸⁾

これに對しては、三井銀行の代表でもある三井物産取締役早川千吉郎、同機械部長中丸一平などから隔意のない意見⁽¹⁰⁾が展開されてゆくのであるが、詳細はひとまず割愛して、次の点を確認しておくことに止めたい。

すなわち、第一に、明治四二年一〇月一一日に創設された「持株会社」たる三井合名会社を頂点として、三井鉱山・三井銀行・三井物産を始めとする傘下系統諸会社が、相互に、かつ内部的に矛盾・対抗を含みつゝも、三井財閥として集中的・統一的に組織されている点である。

第二に、前述した第一次世界大戦勃発直後の一断面からもある程度察知できるように、一面では反対商たる三菱・住友といった他財閥との激しい競争・対抗を明確に意識し、他面では国家利害との協調性を強く押し出しているのである。

第三に、かかる第一次大戦中ないしは戦後の経済変動の結果、大正七年の三井鉱山における九州炭礦部の改廃のみならず、三井物産（大正七年の一億円への増資、大正九年の東洋棉花独立）・三井銀行（大正二年の外国課設置、同五年の外國為替売買許可、大正八年の一億円への増資）においても大きな制度・組織の変化がみられるのである。かかる財閥形成の出発点として九州炭礦部の明治三〇年末葉から四〇年代初頭にかけての歴史的役割を、以下では三井合名創設

との関連において、言いかえれば三井財閥形成との関連において把握しようと試みる訳であるが、この三井合名会社は三井鉱山合名会社をひとまずその創立の母胎としており、しかも明治四四年一二月一六日に、三井合名会社鉱山部から三井鉱山株式会社が独立・分離してゆく過程を想起するならば、前稿で問題設定を試みた九州炭礦部の役割・機能は三井財閥（形成）全体のなかにおいても極めて重要な意味を与えているものと考へてよいであろう。

- (1) この点は、明治三一年における三井物産商務諮詢會における益田孝の「サウンドプリンシップ」を強調した「力能フトキハ必ズ長崎商売ヲ為スヘシ」という指摘と対比せよ（拙稿「九州炭礦部成立の諸前提」『三井文庫論叢』第二号、二四一ページ以下、以下この前稿を「諸前提」と略す）。
- (2) 三井物産株式会社文書課「第三回（大正四年）支店長會議事録（其一）」三井文庫所蔵史料 物産一九八／三 五～六ページ。
- (3) 高島誠一編『団琢磨伝』上巻、三五一ページ以下。
- (4) 前掲「第三回支店長會議事録（其六）」二六五ページ（なお、以下「議事録」と略す）。
- (5) さしあたり、原安三郎『山本条太郎 伝記』二九一ページ以下を参照。
- (6) 前掲書、三一五ページ。
- (7) 前掲、三井物産「議事録（目次）」一一ページ。
- (8) この点について、明治三十〇年代における三井物産の「共通計算」原則を徹底させて、独占体指向を主張したものとして、田井喜代松の意見（前掲、拙稿「諸前提」二五六ページ）をみよ。
- (9) 前掲、三井物産「議事録（其六）」二六六／二六七ページ。
- (10) 前掲資料、二七六ページ以下を参照。
- (11) 拙稿「諸前提」二三三～二三六ページ。したがって、本稿は前稿と密接に関連しあっており、当初同一論文作成の構想の下で執筆を開始したのであるが、筆者の能力、それに資料的制約も加わって分割形式をとらざるをえなくなった点を付記しておきたい。

二 明治三〇年代における三井物産・三井銀行・三井鉱山

諸会社の資本蓄積の態様

1 諸資本の特徴

すでに、前稿⁽¹⁾で述べたように、九州炭礦部成立以前の物産・銀行・鉱山の諸資本の運動形態は、以下要約的に示すよう、それぞれことなった態様を示している。

商品取扱資本としての本質をもつ三井物産は、つぎの如き特徴を示す。

第一に、石炭取扱のみならず広く一般的前提として着目しておくべき点は、「共通計算規定」の制定・機能についてである。しかも、三井物産における重要取扱商品としての「棉花、綿糸、石炭、大豆及ビ大豆粕、生絲、輸出綿布」などがその対象となっている点に留意しておきたい。さらに、この「共通計算規定」の原則は、明治三二年六月二七日改定の「三井物産合名会社營業規則」第八条但書⁽²⁾として吸收されてゆくのであって、いわばこの時期の三井物産の基本的な営業方針として明示されたものといえよう。

第二に、石炭取扱関係における「他社炭の一手中販売」⁽⁴⁾に端的に示されているように、「資金前貸→所有への転化」という方向を示す。そして、中小炭坑（具体的には、貝島・麻生等に示される）に対する物産と銀行と共同の資金貸与に具現化されている商業資本の矛盾展開（＝解決）の為の独占体形成への指向性がそれである。

第三に、明治四四年以降の「特種商品取扱規定」の制定ならびに、それにもとづく「プール計算法」の制定・施行⁽⁵⁾が、単に貝島・麻生等に対するのみならず、三井鉱山とも「共同利益」を実現させてゆく点である。

つまり、以上の如き石炭取扱あるいは又、綿糸布取扱を通じて、商業資本たる三井物産の本質規定における「範疇転

化」を考えることができよう。特に、重化学工業の基軸部分ともいべき、石炭産業との構造関連を考慮にいれるならば、そこでの独占体形成への指向性は極めて重要な現象として着目しておかねばなるまい。

つぎに、貨幣取扱資本としての機能をもつ三井銀行の場合には、第一に、さきの物産の石炭産業あるいは綿糸紡績業に対する「一手販売＝取扱」と共同ないしは背後に立つ関係において、当然に「範疇転化」を考えなければならない。

第二に、いわゆる「インヴェストバンク＝放資銀行」⁽⁷⁾から「商業銀行」への転化の方向に着目しておく必要があるう。

第三に、まさにかゝる「商業銀行」化への障礙としての物産の前述した「一手販売＝取扱」という側面も軽視してはなるまい。換言するならば、三井物産と並んで流通過程に蟠踞する三井銀行としては、日本資本主義確立期における綿糸紡績業ないしは鉱業の存在形態に規制されて、物産の商品取扱機能と銀行の貨幣取扱機能とが相互規定的に展開を示してゆくわけなのであって、同時に相互反撥的な矛盾をも醸成しつゝあつた点は看過できないであろう。

最後に、鉱業資本たる三井鉱山の動態であるが、まず第一に鉱区所有の近代化⁽⁸⁾があり、これを前提に第二には石炭運搬過程における機械化の進展が指摘されなければならない。具体的には、明治二八年一月の勝立第一坑における堅坑捲揚機の設置、同三年五月の万田坑における空氣圧縮機および鑿岩機の使用⁽⁹⁾があり、これに対応して採炭方式も狸掘式地山採炭法から残柱式採炭法へ、さらに柱引採炭法へと変化する⁽¹⁰⁾。こえて、明治三四年六月には、大浦坑における汽力エンドレスロープ機を電動機使用に変更させてゆくのである。そして、第三に、かゝる生産力的発展を具体的に表現したもののが、三池炭礦における出炭高の飛躍的増加である。すなわち、明治二六年には六〇万トン弱であつたものが、同三一年には七四万トン、三六年には一一一万トンへと急増を示すのであり、明治三五年末の三池炭礦払下代金の完納（年賦金の返済完了）⁽¹¹⁾もこれと密接に関連するものといわなければならぬ。

- (1) 前掲、拙稿「諸前提」。
- (2) 前掲稿、二三八ページ以下。
- (3) 前掲稿、二四一ページ。
- (4) 前掲稿、二四五ページ以下。
- (5) 前掲稿、二五八ページ以下。
- (6) 理論的解説は決して充分ではないが、具体的的事実たる「特約紡績」についての指摘としては、拙稿「綿糸紡績業の確立過程」（根西光速編『織維』上「現代日本産業発達史」第X卷）所収、「八八ページ以下」をみよ。
- (7) 前掲、拙稿「諸前提」、「六六六ページ以下」。
- (8) たとえば、明治三〇年八月の鉱区六〇万坪にもおよぶ山野炭礦買収、さらに海軍予備炭田の封鎖解除に由来する明治三二年七月の田川炭礦買収をみよ。
- (9) 前掲『大牟田産業経済の沿革と現状』九二ページ「以下」、「沿革と現状」と略す。『三池鉱業所沿革史』首巻、六六ページ。なお、捲揚機の採用とその一般化による石炭産業における産業資本の確立のメルクマールについては、前掲、隅谷『日本石炭産業分析』四六一ページ以下をみよ。又、団琢磨の回想によれば「私は明治二十年の秋に『勝立』の水を憂慮しながら洋行をした。併し今度は大急ぎで排水の研究をして来る為であるから、先づ炭礦業の最も盛であり、且つ発達している英國を探るんだ。あそこなら大炭坑も沢山にあり、勝立坑位の坑内水を処理しているものも多くあるからと考へて英國に渡った。研究して見ると成程大炭坑が多いだけに大きな排水唧筒もあるけれども、開鑿中一分間四百立方も出水する二池に類似した開鑿中の炭坑は見当らなかつた。併しデービーという人の発明したデービー唧筒なら其の構造がシャフト・シンキングに適して居ると思い、愈々旧来の方法でいけない場合には此唧筒を使用するの外はないと決心した。それからデービー氏を伴つて独逸迄見学して來た。今は独逸の炭坑には此唧筒は見られまいが、当時は大に用いられていた。デービー唧筒が独逸石炭鉱業の発達を助成したことば否む可からざる事実である」（『石炭時報』大正十五年九月号「『石炭鉱業聯合會創立十五周年誌』—「明治、大正時代石炭鉱業界の回顧」一七ページより再引）。
- (10) 前掲『沿革と現状』、九二ページおよび橋本哲哉「三池鉱山と囚人労働」（『社会経済史学』第三二卷四号、五八ページ以下）。

(11) 前掲、拙稿「諸前提」二八五ページ。

2 資本蓄積の態様

ところで、明治三〇年代における物産・銀行・鉱山の「利益金分配」の概況を示したものが、第一表～三表であるが、つきの如き若干の特徴点を指摘できよう。

第一に、資本金額の差異が存在するにもかゝわらず、「当期純益金」額は物産が最大である。しかし、第二に、「前期繰越し金」は物産・銀行にのみ存在しているが、逆に鉱山では繰越されていない。いわば、この点、「後期繰越し金」の存在の有無と当然に対応することは、いうまでもない。

第三に、「社員配当金」・役員給料・新築費関係を除けば、「積立金」は三社に共通して計上されているとはいえ、鉱山は三〇年代前半期に多く、後半では物産にその位置をゆずつてい る。

さしあたり、こゝでの問題点として「利益金分配」の量的変化の動向とともに、「繰越し金」の有無に示されている「蓄積」の態様といった、いわば質的側面に是非着目しておきたい。とくに、明治四〇年代の資料から検討する限り、鉱山においても

不動産償却	積立金	社員配当金	損失準備金	後期繰越し
9,110	350,000	50,000	200,000	2,083
13,433	400,000	50,000	350,000	17,457
14,302	350,000	50,000	350,000	10,028
15,075	501,939	50,000	100,000	
				7,652
29,656	240,000	80,000	200,000	6,456
19,210	17,000	80,000	20,000	8,133
8,970	130,000	109,000	150,000	8,547
9,488	500,000	(80,000)	150,000	13,161
7,692	370,000	(21,000)	150,000	
7,128	380,000	100,000	150,000	34,079
	360,000	100,000	200,000	28,963
	470,000	140,000	700,000	5,959
	500,000	140,000	350,000	2,424
		140,000	700,000	2,566

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

第1表 三井物産の利益分配（円以下切捨）

年 度	資 本 金	当期純益金	損失準備金	前期繰越金
明治30 下季	1,000,000	641,636	100,000	9,872
31 { 上季	1,000,000	896,766	200,000	2,083
	下季	1,000,000	557,130	350,000
32 { 上季	1,000,000	751,289	350,000	17,457
	下季	1,000,000	—	—
33 { 上季	1,000,000	787,748	100,000	7,652
	下季	1,000,000	403,347	200,000
34 { 上季	1,000,000	390,345	200,000	8,133
	下季	1,000,000	868,156	150,000
35 { 上季	1,000,000	926,147	150,000	13,161
	下季	1,000,000	931,104	150,000
36 { 上季	1,000,000	883,745	100,000	34,079
	下季	1,000,000	1,158,080	700,000
37 上季	1,000,000	—	350,000	5,959

(注) 「三井営業店重役会議録」より作成。

「繰越金」は明らかに存在しているのであって、上記の点は、逆にいえば明治三〇年代の特徴を示すものと考えられよう。管理部の性格と関連するが、明治三七年度の三井家同族会の才入出の動向を示せば第四表のとおりである。

才入面では、各営業店配当金が才入合計額の約二七%、特別営業準備金及臨時準備金收入が同じく約四八%で、二者小計八四%という比率を示している。

これに対する才出面では、重役賞与一六%強、同族各家分配金約一五%、それに、前述した「特別営業準備金及臨時準備金」が、そのまま計上されて同じく約四八%を示し、三者小計で八八%に達している。

つまり、「特別営業準備金及臨時準備金」が三井家同族会才出入で重要な役割を果しているものと考えられるのであって、その内容を別の資料から若干検討してみよう。

記⁽³⁾

(1) 一金百六万弐千百七拾円參拾七錢也

支那第七十二條二款ル

営 業 準 備 金

前期繰越金	積立金	社員配当金	後期繰越金
4,002	360,000	80,000	4,032
4,032	360,000	80,000	2,189
2,189	350,000	130,000	6,616
6,616	200,000	130,000	0
0	350,000	130,000	4,220
4,220	380,000	150,000	1,258
1,258	300,000	150,000	183,517
86,049	100,000	150,000	115,251
115,251	180,000	150,000	136,360
136,360	160,000	150,000	137,618
137,618	100,000	150,000	100,633
100,633	150,000	100,000	87,130
87,130	100,000	100,000	179,996
179,996	200,000	150,000	225,379

大蔵省年賦金	社員配当金	準備積立金	保険積立金	臨時償却金
126,964	100,000	56,658	—	—
—	—	—	—	—
126,964	100,000	258,687	258,687	—
—	100,000	147,552	—	140,000
—	100,000	101,502	101,502	203,000
—	110,000	84,972	84,972	100,000
126,964	100,000	37,401	37,401	—
126,964	147,000	81,200	81,200	—
126,964	110,000	112,254	112,254	—
126,964	110,000	80,705	80,705	—
126,972	110,000	87,819	87,819	—
—	130,000	105,484	105,484	—
—	130,000	110,366	110,366	—
—	130,000	112,874	112,874	—

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

第2表 三井銀行の利益分配（円以下切捨）

年 度	資 本 金	当期純益金	償 却 補 填 及び年賦金
明治30 下季	2,000,000 円	440,030	—
31 { 上季	2,000,000	438,156	—
	下季 5,000,000	554,427	—
32 { 上季	5,000,000	323,383	56,990
	下季 5,000,000	484,000	—
33 { 上季	5,000,000	527,037	—
	下季 5,000,000	632,259	—
34 { 上季	5,000,000	279,201	—
	下季 5,000,000	351,108	—
35 { 上季	5,000,000	310,258	—
	下季 5,000,000	363,014	—
36 { 上季	5,000,000	236,496	—
	下季 5,000,000	392,866	76,744
37 上季	5,000,000	395,383	—

（注）「三井営業店重役会記録」より作成。

第3表 三井鉱山の利益配分（円以下切捨）

年 度	資 本 金	当 期 利 益 金	起 業 償 却 金
明治 30 下季	1,000,000 円	195,822	99,107
31 { 上季	1,000,000	—	—
	下季 1,000,000	771,716	{ 64,754 100,000
32 { 上季	1,000,000	484,440	—
	下季 1,000,000	669,729	—
33 { 上季	1,000,000	349,928	{ 100,547
	下季 1,000,000	218,502	20,532
34 { 上季	1,000,000	386,765	158,919
	下季 1,000,000	568,135	168,623
35 { 上季	1,000,000	403,525	349,451
	下季 1,000,000	439,094	264,080
36 { 上季	1,000,000	527,419	294,514
	下季 1,000,000	551,829	338,366
37 上季	1,000,000	564,368	359,445
			386,922

（注）「三井営業店重役会議録」より作成。

第4表 三井家同族会才入出明細(明治37年度)(円以下切捨)

才入			才出		
項目	金額	比率	項目	金額	比率
各営業店配当金	764,000	26.9	重役賞与	459,482	16.2
預ヶ金及貸金利子	79,590	2.8	同族会事務局費	146,993	5.1
証券配当及代渡利子	46,392	1.6	同族会予備積立金	208,000	7.3
雜収入	50,680	1.7	同族各家分配金	416,000	14.7
特別営業準備金及臨時準備金収入	1,338,528	47.1	特別営業準備金及臨時準備金	1,338,528	47.1
重役賞与収支	459,482	16.1	同族勤務補助費	99,500	3.5
同族会事務補助収支	99,500	3.5	予備積立金利子元金	45,237	1.6
事務局費不足金	1,169	4.1	営業準備金 "	22,446	0.7
			特別営業準備金 "	20,215	0.7
			臨時準備金 "	12,657	
			同族会事務局預り金	58,412	2.0
			東京大阪建築費銷却	11,869	0.4
合計	2,839,343	(100.0)		2,839,343	(100.0)

(注) 三井文庫所蔵史料より作成。

此内訳

(朱字)

「金四拾四万六百式拾円也 紬糸紡績会社株式九千六百株」

金六拾弐万五千五百五拾円參拾七錢也

現在金

(2) 一金參百八拾六万式千四百參拾円四拾錢也

明治三十五年上季ヨリ

(3) 一金百四拾九万四千參百九拾六円五拾六錢也

明治三十六年上季ヨリ

特別営業準備金
臨時準備金計金五百參拾五万六千八百式拾六円九拾六錢也
外ニ金九万式千五百拾壹円拾八錢也

右 利 子

合計金五百四拾四万九千參百參拾八円四錢也

(拾
八
円
四
錢
也)

此内訳

(朱字)
「金參拾万円也

金五拾式万四千九百拾円也

金式百四拾五万円也

金拾六万五千円也

品川毛織会社株払込
王予製紙会社へ貸金
三井物産会社へ交付
三井鉱山会社へ交付

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

金拾九万四千円也

金五拾万九千五百円也

京釜鉄道会社々債応募
王子製紙株式会社株式壹万七十五個代

芝浦製作所株払込

計金四百七拾貳万五千參百七拾參円也

金七拾貳万參千九百六拾五円拾四錢也

現 在 金

（説明）

明治三十三年七月一日実施相成リシ三井家々憲第八章第七十二条規定ニ依リ(1)営業準備金ノ科目ヲ設ケシ後明治三十四年以降今日ニ至ル迄ノ收支前記ノ如シ同条规定ニテハ営業店ノ解散又ハ資本減少ノ場合ニ該科目ニ編入スルノミニテ其當時ハ準備金モ少額ニテ未タ準備ノ実ヲ擧クル事能ハザリシ。

明治三十五年六月ヲ以テ(2)特別営業準備金規程⁽⁵⁾ヲ設ケ各店ヨリ徵収シ此金ヲ以テ営業店ノ増資或ハ起業費等々弁用シ若クハ其幾分ヲ以テ同族会ノ土地建物又ハ公債株式買入資金ニ充用スル準備トセシ処同規程第三条ニ依リ銀行ハ三十五年下季納付金ヲ整理ノ為メ交付シ其後多分之ヲ免除スルコトトナリ、鉱山ハ築港費ニ充用ノ為メ三十五年下季ヨリノ納付金ヲ築港完成迄交付シ、物産ハ増資ノ為メ三十六年上季ヨリノ納付金ヲ同会社ノ資力金千五百万円ニ達スル迄交付スル事トナリ、特別営業準備金ノ徵収ハ右等交付ノ為メ徵収ノ実ナキ姿ニ至レリ。

依チ三十六年上季ニ於テ(3)臨時準備金規定制定ノ折柄幸ヒ駿河町本館建築資金徵収ノ必要ナキニ至リタルヲ以テ之ヲ廢止シ、換フルニ右臨時準備金徵収ヲ以テシ前項特別営業準備金ヲ補助スル事トセリ。

営業ニ関スル準備金如上(1)(2)(3)ノ三種ニ分レ一見煩雜ナルカ如クナレモ臨時準備金ハ其内銀行ノ整理、物産ノ増資、鉱山ハ築港費等完成ノ暁ハ廃止スルノ時機到来スヘキヲ以テ其以後ハ営業準備金、特別営業準備金ノ二種トナル次第ナリ。

おそらく、上述のこの資料と関連するものと考えられる明治三八年一二月三一日現在の三井家同族会の「特別営業準備金・臨時準備金」の勘定内容を表示すれば、第五表の如くである。

若干の「説明」も加えられているのであるが、まず第一に明治三五年四月の管理部創設以前では、「営業準備金」の

第5表 三井同族会における特別営業準備及臨時準備金勘定(明治.38.12.31現在)

借 方	科 目	貸 方
円		円
	<u>特別営業準備金</u>	
	三井銀行ヨリ受入	1,281.809
	三井鉱山会社 同	57,632.000
	三井物産会社 同	325,320.768
	旧三井呉服店 同	2,008.463
(朱字)		386,243.040
	<u>臨時準備金</u>	
	三井銀行ヨリ受入	26,806.610
	三井鉱山会社 同	27,731.400
	三井物産会社 同	94,488.516
	旧三井呉服店 同	413.130
(朱字)		149,439.656
	<u>諸 利 足</u>	
	京釜鉄道会社々債利子受入	3,344.000
	預ヶ金及貸金利子及株金配当受入	10,097.362
(朱字)		13,441.362
	<u>支 出 之 部</u>	
30,000.000	三井銀行へ交付	
52,491.000	三井鉱山会社同	
245,000.000	三井物産会社同	
15,000.000	同 (王子製紙会社貸金)	
46,000.000	品川毛織会社株金払込	
19,400.000	京釜鉄道会社々債応募	
50,150.000	王子製紙会社株壹万七十五個代	
12,996.300	芝浦製作所金払込	
(朱字) 471,037.300		
78,086.758	差引現在残額	
549,124.058		549,124.058

実があがっていなない点に注意しておきたい。ついで、第二に管理部創設に伴つて、すでに注記したように「特別営業準備金規程」を作成し、「営業店ノ増資或ハ起業費等ニ弁用シ、若クハ其幾分ヲ以テ同族会ノ土地建物又ハ公債株式買入資金ニ充用スル準備ト」している点は、とくに重視しておきたい。しかしながら、鉱山を例示にとつても「築港完成迄」「築港費ニ充用ノ為メ」「納付金ヲ」同族会が交付してゆくのであり、銀行は「整理ノ為メ」、物産は「増資ノ為メ」に、それぞれ納付金を同族会より交付しているのであって、いわば「特別営業準備金ノ徵収ハ右等交付ノ為メ徵収ノ実ナキ」一面をもつていたものといえよう。

これに対しても、第三は「臨時準備金徵収」であつて若干の補助をなしたるものとも考えられるが、いずれ廃止の意向の対象であったといってよい。

けれども、反面で、物産への二四・五万円を最高に、鉱山へは五・二万円余、銀行へは三万円の交付がなされているのであって、第四表の示すのと同じく、一旦は同族会へ徵収される形態をとりつゝも、再び各営業店へ交付され、蓄積されていったものと考えてよい。

そして、以上のような動向を三井合名創立直前までの三営業店の「積立金・交付金」に注目してみたのが、第六表である。銀行からみれば、純益金の半分に相当する着実な積立金の動向が知られよう。たゞ、こゝでは交付金が計上されていない点に止目しておきたい。

物産の場合は、積立金と交付金との合計額は三営業店のうち、最大の場合が多いが漸次減少傾向を示す。

最後の鉱山の場合には、積立金もほど最小であり、しかも積立金に近い交付金をうけているが、交付金の傾向としても減少傾向を示していると考えられる。つまり、後季繰越金をも残さない状態と対応して、積立金・交付金も最小である。

鉱山			合計	
積立金	交附金	小計	積立金	交付金
円 4,027,990.067	円 625,871.000	円 4,653,861.067	円 20,977,990.067	円 4,275,871.000
563,347.889	343,346.000	906,693.889	2,463,347.889	1,013,346.000
777,558.377	557,558.000	1,335,116.377	3,227,558.377	1,237,558.000
632,781.850	412,780.000	1,045,561.850	2,732,781.850	762,780.000
637,933.211	417,932.000	1,055,865.211	2,117,933.211	757,932.000
400,566.851	80,565.000	481,131.851	1,100,566.851	80,565.000
366,852.062	146,852.000	513,704.062	1,486,853.062	246,852.000
7,407,030.307	2,584,904.000	9,991,934.307	34,107,030.307	8,374,904.000
563,173.373	326,505.500	889,678.873	2,188,173.373	683,172.166

字は原資料のまゝとした。以下同じ。

(1) 後述のよう、「配当金」は「益金ノ二割」という規定による。

(2) 特別営業準備金とは「各営業店毎半季純益金（建築資金及ヒ重役賞用若クハ其幾分ヲ以テ、同族会ノ土地建物又ハ公債株式買入資金ニ充用スル」ために「同族会事務局へ徵収」されるべきものであつて、
「管理部ニ於テ適宜用途ヲ審議シテ重役会ノ意見ヲ徵シ、又ハ直ニ同族会ノ決議ヲ経テ実行スルモノ」であった（後掲「特別営業準備金規程による）。

(3) 三井文庫所蔵史料による。

(4) かならずしも確認しがたいのであるが、おそらく明治三八年一二月
末と推定される。

(5) 特別営業準備金規程は次の五条よりなる。

特別営業準備金規程

第一条 各営業店毎年季純益金（建築資金及ヒ重役賞与金ヲ差引キタ
ル残額）ヨリ社員配當金、積立金及ヒ後季繰越金ヲ差引キタル残額
ヲ特別営業準備金トシテ同族会事務局へ徵収スベシ

第二条 各営業店毎半季積立金ハ当分ノ内純益金ノ二分一トシ、後季
繰越金ハ積立金ノ十分一以内トス

第三条 特殊ノ事情又ハ制限アリテ前二条ニ拠リ難キ場合ニハ、決算

勘定書調整前管理部ノ協議ヲ経ヘキモノトス

第四条 特別営業準備金ハ必要ニ応シ営業店ノ増資或ハ起業費等ニ弁
用シ、若クハ其幾分ヲ以テ同族会ノ土地建物又ハ公債株式買入資金

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

第6表 三営業店の積立金・交付金の動向（明治42.4.現在）

年 度	銀 行	物 産			小 計
	積立金	積立金	交附金		
明治38年末現在高 39年 { 上季 下季 40年 { 上季 下季 41年 { 上季 下季	円 7,000,000,000 700,000,000 1,300,000,000 1,300,000,000 700,000,000 500,000,000 750,000,000	円 9,950,000,000 1,200,000,000 1,150,000,000 800,000,000 780,000,000 200,000,000 370,000,000	円 3,650,000,000 670,000,000 680,000,000 350,000,000 340,000,000 — 100,000,000	円 13,600,000,000 1,870,000,000 1,830,000,000 1,150,000,000 1,120,000,000 200,000,000 470,000,000	円 13,600,000,000 1,870,000,000 1,830,000,000 1,150,000,000 1,120,000,000 200,000,000 470,000,000
合 計	12,250,000,000	14,450,000,000	5,790,000,000	20,240,000,000	
6期の平均額	875,000,000	750,000,000	356,666.666	1,106,666.666	

(注)「特別営業準備金規程」第二条ニ依ル各営業店毎半季積立金ハ純益金ノ約二分ノーツ。 表中の数

ニ充用スル等管理部ニ於テ適宜用途ヲ審議シテ重役会ノ意見ヲ徵シ
又ハ直ニ同族会ノ決議ヲ經テ実行スルモノトス

第五条 建築費完済ノ場合ニハ現行ノ建築資金徴収規程ハ廢止スペ
シ
付 則

3 三井鉱山内部における起業費と損益

さて、以上のような鉱山の特徴をより重点的に検討すべく、第七表以下の数字を検討してみよう。

すでに、前稿第一六表・第一七表⁽¹⁾において「三井鉱山総益金内訳」・「各鉱山起業費投資額・償却額の明細」を掲げてあるが、同じく三井鉱山の払下げ以降家憲制定時までの「益金分配」の内容を示したもののが、最初の第七表である。

まず総益金の内容が、変動を示しつゝも増加傾向を示し、その中心としては「三池炭礦益金」の動向が大きく作用しているのであるが、すでに前稿第一六表で示したように、明治三〇年代以降、「三井鉱山総益金」合計に対する「三池炭礦益金」の比率は、漸次低下してきている点は明らかである。換言するならば、三池炭礦以外あり、特に「三池炭礦益金」が絶対額としては増加を示すとはいえ、

其 他			差引純損益	起業費投資額
重役及使用人 賞与金其他	起業費償却額	合 計		
円 12,116.940	円 306,804.262	円 318,921.202	円 15,788.670	円 1,306,804.262
20,000.000	382,764.665	402,764.665	180,247.895	382,764.665
15,000.000	388,042.455	403,042.455	142,682.642	388,042.455
15,799.000	133,298.517	149,097.517	1,566.410	} 922,006.962
15,580.000	134,787.000	165,490.287	11,907.114	
21,000.000	134,787.000	235,787.000	73,280.610	} 345,871.660
23,000.000	136,651.743	249,651.743	72,713.536	
30,000.000	192,454.301	322,454.301	85,128.488	} 656,760.738
35,000.000	201,118.407	336,118.407	212,268.438	
35,000.000	196,355.963	331,355.963	161,606.400	} 724,215.862
34,874.000	217,949.449	352,823.449	363,197.740	
39,000.000	200,539.957	339,539.957	273,410.503	} 956,123.408
56,170.914	215,355.757	671,526.671	(-) 157,963.776	
44,922.806	206,013.066	350,935.872	5,554.196	} 1,349,551.043
46,643.990	226,071.191	392,297.181	56,658.329	
64,494.850	348,581.149	545,506.999	159,448.751	} 1,580,392.675
104,235.760	274,419.829	555,826.589	617,374.667	
94,685.100	485,998.571	849,127.671	27,552.271	} 1,529,856.491
111,885.682	223,950.144	479,329.826	452,961.519	
89,609.190	248,044.181	482,645.371	269,944.754	} 2,026,102.418
83,317.250	285,883.742	614,450.992	(-) 48,597.795	
115,980.630	363,247.089	664,903.719	162,413.968	} 1,593,905.153
146,473.400	378,037.837	691,324.237	344,509.394	
1,254,789.512	5,881,156.275	9,904,922.074	3,483,654.724	13,762,397.792

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

第7表 三井鉱山における益金の分配

年 度	総 益 金	当		
		通常配当金	特別配当金	三井商店新築資金
明治22年	円 334,709.872	円 0	円 0	円 0
23年	583,012.560	0	0	0
24年	545,725.097	0	0	0
25年 { 上季 下季	150,663.927 177,397.401	0 15,123.287	0 0	0 0
26年 { 上季 下季	309,067.610 322,365.279	80,000.000 90,000.000	0 0	0 0
27年 { 上季 下季	407,582.789 548,386.845	100,000.000 100,000.000	0 0	0 0
28年 { 上季 下季	492,962.363 716,021.189	100,000.000 100,000.000	0 0	0 0
29年 { 上季 下季	612,950.460 513,562.895	100,000.000 100,000.000	0 300,000.000	0 0
30年 { 上季 下季	356,490.068 448,955.510	100,000.000 100,000.000	0 0	0 19,582.000
31年 { 上季 下季	704,955.750 1,173,201.256	100,000.000 100,000.000	0 0	32,431.000 77,171.000
32年 { 上季 下季	876,679.942 932,291.345	100,000.000 100,000.000	120,000.000 0	48,444.000 43,494.000
33年 { 上季 下季	752,590.125 565,853.197	110,000.000 110,000.000	0 113,400.000	34,992.000 21,850.000
34年 { 上季 下季	827,317.687 1,035,833.631	110,000.000 110,000.000	37,000.000 0	38,676.000 56,813.000
合 計	13,388,576.798	1,825,123.287	570,400.000	373,453.000

(注) 「三井引受後明治34年迄益金分配表」ほかより作成。

25年	26年	27年	28年
922,006.962	345,871.660	656,760.738	724,215.862
268,085.517	271,438.743	393,572.708	414,305.412
0	0	0	0
0	0	0	0
13,473.524	145,994.146	297,396.926	524,804.140
281,559.041	417,432.889	690,969.634	939,109.552
(-) 640,447.921	71,561.229	34,208.896	214,893.690
0	0	0	0
(-) 640,447.921	71,561.229	34,208.896	214,893.690

32年	33年	34年	合計
1,529,856.491	2,026,102.418	1,593,905.153	13,762,397.792
709,948.715	533,927.923	741,284.926	5,881,156.275
205,000.000	100,000.000	40,000.000	445,000.000
123,980.759	122,373.479	253,461.681	838,227.627
271,533.031	122,373.480	253,461.681	2,783,827.097
1,310,462.505	878,674.882	1,288,208.288	9,948,210.999
(-) 219,393.986	(-) 1,147,427.536	(-) 305,696.865	(-) 3,814,186.793
120,000.000	100,000.000	23,400.000	543,400.000
(-) 339,393.986	(-) 1,247,427.536	(-) 329,096.865	(-) 4,357,586.793

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

第8表 三井鉱山における起業費投資額及益金積立高比較

年 度 項 目	明治 22 年	23 年	24 年
起業費投資額	1,306,804.262 円	382,764.665 円	388,042.455 円
起業費償却金	306,804.262	382,764.566	388,042.455
臨時償却準備金	0	0	0
保険積立金	0	0	0
準備積立金	15,788.670	180,247.895	142,682.642
計	322,592.932	563,012.560	530,725.097
差引起業費投資額ノ過不足	(-) 984,211.330	180,247.895	142,682.642
臨時配当金	0	0	0
再差引起業費投資額ノ過(-)不足	(-) 984,211.330	180,247.895	142,682.642

年 度 項 目	明治 29 年	30 年	31 年
起業費投資額	956,123.408 円	1,349,551.043 円	1,580,392.675 円
起業費償却金	415,895.714	432,084.257	623,000.978
臨時償却準備金	0	0	100,000.000
保険積立金	0	0	338,411.708
準備積立金	415,446.727	62,212.525	338,411.710
計	831,342.441	494,296.782	1,399,824.396
差引起業費投資額ノ過不足	(-) 124,780.967	(-) 855,254.261	(-) 180,568.279
臨時配当金	300,000.000	0	0
再差引起業費投資額ノ過(-)不足	(-) 424,780.967	(-) 855,254.261	(-) 180,568.279

(注)「三井引受後明治34年迄起業費注入額及益金積立高比較表」による。

「総益金」合計額に対する比率としては減少傾向を示していくわけなのである。

さらに、「差引純（損）益」の動向をみれば、明治二九年下季および同三年下季の「損益」計上を除いては「差引純益」が計上されているが、日清戦争時、および明治三一、二年をピークに、明治二十五年上季、同三〇年上季が最低といった形の動態を示しているのである。

この点は、「配当金」と並んで表示されている「起業費償却額」の動向と関連しているものと考えざるをえない。この点についても、前稿第一七表⁽²⁾で、明治三四年迄の償却額比率を検討したわけなのであるが、三池炭礦の五四・七%を筆頭に（非鉄金属生産の）神岡鉱山が三六・五%であるのに反して、三池と並ぶ（石炭生産部門の）田川・山野両炭礦は、それぞれ一三%、三・六%を示しているにすぎない。この第七表からも知られるように、大略三百万円前後の「起業費償却額」が毎年計上されているのであって、「起業費投資額」の変動に対比してみれば、一面では固定化される側面と、したがって他面では明治三〇年以降の「起業費投資額」の増大化傾向に対してもしろ比率としては減少化傾向を示していく点に着目しておきたい。この点は、「総益金」分配における「起業費償却額」の絶対的大きさをも考慮しつつ、つぎの第八表に移ることとしたい。

第八表でも、三池払下げ以降明治三四年までの数字を検討できるわけなのであるが、前述した「起業費償却金」と並んで「臨時償却準備金」・「保険積立金」・「準備積立金」があげられ、前掲第七表の「特別配当金」とは別の「臨時配当金」が計上されているわけなのであって、「起業費投資額」に対して、「起業費償却額」等の不足額の大きさに着目せざるをえない。

さて、次に三井鉱山内部において、まさに中枢的位置にあった「三池炭礦」の益金の動向、および「起業費投資額」との対比をこころみたものが第九表である。出炭トン数の漸増にもかゝわらず、総益金の増大傾向は顕著であり、明治

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

第9表 三池炭礦における益金の動向

年 度	出炭トン数	総 益 金	出炭1ト ンニ付益 金	起業費投資額
明治22年	462,270.763	334,709.872	.7241	1,306,804.262
23年	487,640.562	583,012.560	1.1956	382,764.665
24年	588,540.264	545,725.097	.9272	388,042.455
25年 { 上季 下季	265,828.131 215,503.233	135,339.063 151,301.254	.5091 .7021	377,299.146
26年 { 上季 下季	279,012.300 311,148.990	279,351.467 283,237.540	1.0012 .9103	291,687.185
27年 { 上季 下季	323,120.650 333,659.190	381,023.768 545,999.312	1.1792 1.6364	526,254.513
28年 { 上季 下季	292,788.060 346,375.180	471,105.239 755,458.063	1.6090 2.1810	643,557.348
29年 { 上季 下季	360,326.496 362,300.030	589,410.702 502,397.852	1.6358 1.3867	653,508.519
30年 { 上季 下季	300,030.000 323,413.670	417,655.600 457,271.884	1.3920 1.4139	1,280,399.928
31年 { 上季 下季	339,432.110 398,961.490	812,786.426 1,185,093.329	2.3945 2.9704	1,330,596.270
32年 { 上季 下季	343,319.790 365,180.790	938,056.436 1,004,797.400	2.7323 2.7515	997,413.246
33年 { 上季 下季	360,898.900 365,306.220	815,216.076 633,956.244	2.2588 1.7354	868,326.244
34年 { 上季 下季	417,414.450 473,448.290	776,905.504 1,041,162.361	1.8612 2.1991	1,051,324.130
合 計	8,315,929.559	13,640,973.049	1.6403	10,097,977.911

(注) 「三井引受後明治34年迄三池炭鉱毎噸益金調」、「同各鉱山起業費注入額年度別表」より作成。

二二年、同二五年、同三〇年を除けば、つねに「起業費投資額」より「総益金」の方が大きい。トン騒当り益金についても、明治三一年以降二円代の（ないしは三円に近い）数字を示しているのであって、後述するように、三池炭礦における賃銀形態なり、賃銀率とも関連させるならば、鉱業資本としての三井鉱山における資本蓄積の重要な断面を示しているものと考えられよう。

いうまでもなく、資本「蓄積の第一の条件は、資本家が彼の商品を販売し、かくして得た貨幣の大部分を資本に再転形することをすでに為しあえている」⁽³⁾点にあり、「本源的には量的拡大としてのみ現象する資本の蓄積は、すでにみたように、資本構成の持続的な質的変化において資本の可変的成分を犠牲としての不变的成分の絶えざる増加（傍点は原文のまま—引用者注）」となつてあらわれることも、繰返すまでもないであろう。

しかも「採取産業たとえば、鉱山業では、原料は資本投下の構成部分を形成しない。労働対象はこの場合には、先行労働の生産物ではなく、自然により無償で贈られたものである。金属鉱・鉱物・石炭・石材などはそうである。この場合には不变資本は、ほとんど専ら、労働分量の増加（たとえば労働者の昼夜交代制）に極めてよく耐えうる労働手段のみから成る（傍点原文のまゝ—引用者注）」のであって、いわば石炭産業では「原料費が存在しないことによつて労務費がコストの過半を占める」こととならざるをえない。

したがつて、石炭産業における資金問題の検討は、それ自体極めて重要な課題をなすが、ひとまず概要を述べれば、三池官営時代には「一般労働者の多くは土着農民であつて、農繁期には帰農し、農閑期になればまた稼ぎに来るという状態」⁽⁴⁾の下で「定額賃金」⁽⁵⁾均一日給制であった。払下げ以降は出来高賃金制へと変更されてゆくのであり、一方での明治六年以降の囚人労働の継続⁽⁶⁾と「後山⁽⁷⁾運炭夫としての女子労働者の存在」（「夫婦賃金」⁽⁸⁾）が一般化してきたものと考えられよう。さらに、前述した明治三〇年代における採炭・運搬方式の変化は、「坑夫募集受負人制度＝納屋制度」⁽⁹⁾

から「直轄制」⁽¹²⁾への移行をもたらしたといわれている。しかしながら、鉱業資本の要求する低賃金および労働強化にして「三池周辺の労働者は労働条件の劣悪な『坑夫』となることを好まなかつたので、三井の經營に移り、採炭規模が大きくなるに伴い、いきおい三池地方以外から募集してこなければならなくなつた」⁽¹³⁾という。この間の事情を示すものとして、明治三三年九月一九日付の本店岡本主事宛山田直矢三池炭礦事務長の報告は極めて示唆的である。すなわち、

陳者、採炭夫募集ノ困難ナル事一二賃錢ニ可有之トノ御意見一應最ニ存候得共増賃ノ事ハ一回実行スレバ再び減賃セントコト非常ニ六ヶ敷彼ノ筑豊地方ニ於ケルガ如ク炭況宜シキ場合ニハ小炭坑モ統々採掘ヲ始メ之ガ為メ採炭夫ノ欠乏ヲ來シタル結果ハ遂ニ賃錢ヲ增加スルノ不得止次第二相成候モ一朝炭況平常ニ復スルトキハ小炭坑ハ統々休業シテ採炭夫有リ余爾様相成候テモ今更減賃ノ事ハ容易ニ行ハレザル実例モ有之候當（三池炭——引用者注）礦ハ常ニ是迄筑豊地方トノ關係モ甚ダ薄ク坑夫募集ノ如キハ其方法次第ニテハ全ク独立ノ位置ニ有之候事ニ候得バ何處迄モ此好位置ヲ利用シテ可成丈筑豊地方トノ關係ヲ生ゼザル様致度即チ過般來専ラ肥後地方ヲ募集ノ根拠地トシテ農民ヲ募集致シツツ有之次第二御座候

而シテ募集ノ方針ハ募集者ヲシテ當地方ニ土着永住セシメントスルモノニシテ右ニ對シテハ郡長、村長等ノ助力ヲ求メ早晚成功ヲ期シツツ有之候次第二御座候

是迄募集致來リ候モノノ内土百姓ニシテ世ニ慣レザルモノハ足ヲ止メ候得共少シク世慣レタル者ハ皆逃走ヲ企テ甚シキニ至リテハ今夕來リテ明朝ハ既ニ逃走シタルモノモ多々有之斯クテハ到底募集ノ目的ヲ達スル能ハザル次第付世慣レザルモノノ外ハ斷然募集セザル事ニ致申候就テハ賃錢ノ如キモ此際特ニ増加スル必要モ認メザル次第……（中略）……當礦ニテハ可成丈……（中略）……土百姓ヲ募集シテ土着採炭夫ヲ作ル方針ヲ取ル方得策ト存候只々筑豊地方ヨリ時々坑夫ヲ盜ミニ來ル者有之候ニ付之ガ警戒ハ一日モ難怠隨テ一方ニハ採炭夫ノ足ヲ止ムル為メニ獎勵法等ヲ設ケテ彼等ノ収入ヲ増加スル必要有之

すなわち、こゝでの問題点としては、第一に石炭市況の変動に充分対処できないためにも、「増賃」をおこなうべきではないとしているが、三池炭礦の如き、「大炭坑資本」⁽¹⁵⁾はまさに「小炭坑」に比して決定的ともいふべき優位な地位にあつたとみてよい。まず、日清戦争後の綿糸紡績業（ないしは製糸業）の展開にもとづく「工場用炭」需要の増大⁽¹⁶⁾を前に、極東市場へ進出⁽¹⁷⁾が積極的にみられてゆくのであり、さらに、「大炭坑資本」と機構的にも密接に関連する形での

第10表 採炭夫賃金の動向

年 度	三 池	田 川	山 野
明治38 {上季	円 —	円 { .780	円 —
{下季	—		.623
39 {上季	.597	円 { .800	.740
{下季	.582		.715
40 {上季	.632	円 { .747	.755
{下季	.729		.787
41 {上季	.780	円 { .869	.852
{下季	.778		.859
42 {上季	—	円 { .830	.870
{下季	—		.696
43 {上季	—	円 { .820	.675
{下季	—		.646
44 {上季	—	円 { .800	.656
{下季	—		.675
45 {上季	—	円 { .845	.713
{下季	—		.676
大正1 {上季	—	—	.724
{下季	—	—	.908
2 {上季	—	円 { .967	.974
{下季	—		.862
3 {上季	.823	円 { 1.014	
{下季	.807		

(注) 「三井鉱山五十年史稿」卷16、「所得及出役率表」より作成。

三井物産による「石炭一手販売⁽¹⁸⁾」が存在・展開されてゆくわけであつて、三池炭礦の益金増大の根拠が横たわっているように考えられる。

第二には、労働力供給源としての肥後(筑後)⁽¹⁹⁾地方の意義についてみれば、戦前における高位生産力地帯としての三藩・佐賀クリーク農業地帯における農民層分解と相互規定の関係にあり、農民からの採炭夫募集において筑豊地方と競合関係にたたされているのであるが、むしろ「家計補助的賃金」ではなく、前述したように「夫婦(共稼ぎ)型賃金⁽²⁰⁾」として現象せざるをえず、社宅制度の実施とも絡んで低賃金への強制⁽²¹⁾がうかがわれるるのである。

第三には、かかる諸条件の上に「土百姓ヲ募集シテ土着採炭夫ヲ作ル方針ヲ取ル方策」といみじくも指摘されているのであ

りさきの採炭方式の変化および運搬過程における機械化の進展⁽²⁴⁾に対応して、脱農⁽²⁵⁾流出農民の採炭夫への雇用が進展する。しかも第一〇表の示すように、三池炭礦における採炭夫の（名目）賃金は、筑豊地方の山野・田川両炭礦よりは低い。

最後に、日露戦時以降、三井鉱山株式会社独立時までの損益の動向を概括したのが第一表であるが（石炭部門の）三池炭礦と（非鉄金属部門の）神岡鉱山および焦煤製造所のみが順調に益金を計上していることが知られよう。さらに、明治四年上・下季の純益計上の結果を示した第一二表をみれば、三池・神岡の順調な展開とともに、焦煤製造所の「起業損失金」なしの形に留意しておきたい。

以上、物産・銀行・鉱山における資本蓄積の態様の差異に留意しながら、特に鉱山内部における起業費の性格、ならびに明治三〇年代の繰越金欠如の問題についての検討をこころみてきたわけである。

結論として断定を下すには、若干の躊躇を覚えるのはあるが、三井鉱山 \parallel 鉱業資本の一般性からする「起業費」のあり方と関連して「繰越金」を計上しなかつたと考えてもよいのではないか。

すでに指摘したように、鉱業資本たる石炭産業の場合には、労働対象は前貸資本の一部を構成せず、不変資本は労働手段のみから成り、固定資本の比率も高まらざるをえない。かかる資本構成にあっては、資本の回転率は当然低くなるのであって⁽²⁶⁾、この点からしてもさらに商業資本たる三井物産に依拠しつゝ、その問題を解決しようとするわけである。ところで、かかる鉱業資本の場合、一般製造業におけるが如き、減価償却の方法ではまさに、同一の生産は維持されない。つまり、不斷に追加投資をおこなってこそ、生産が維持されるのみならず「資本」が「資本」たりうるものと考えられよう。

したがって、「起業費」の追加投資をまつて始めて「鉱業資本」が「資本」としての自立性を保持出来るのであり、

明治 43 年	明治 43 年	明治 44 年	明治 44 年
上季	下季	上季	下季
1,784,658.405	1,807,711.784	1,611,748.819	1,452,639.750
276,875.526	258,953.089	200,876.695	198,600.679
1,539.943	(-) 11,734.317	64,453.233	13,892.332
46,983.460	3,357.329	(-) 10,275.648	(-) 26,884.926
108,359.597	126,430.743	117,238.328	293,419.425
?	41,786.935		86,986.300
38,755.090	46,379.118	39,412.327	57,960.978
(-) 27,704.256	(-) 27,301.151	(-) 26,571.902	(-) 28,162.732
(-) 11,638.750	(-) 10,605.258	(-) 10,144.136	(-) 9,844.657
(-) 240,162.703	(-) 248,521.845	(-) 167,464.671	(-) 141,152.561

山野炭礦	神岡鉱山	岩雄登礦山	焦煤製造所
(-) 10,275.648	117,238.328	—	39,412.327
44,234.651	22,168.620	—	—
(-) 54,510.299	95,069.708	—	39,412.327
(-) 26,884.926	293,419.425	86,986.300	57,960.978
44,234.651	35,437.320	—	—
(-) 71,119.577	257,982.105	86,986.300	57,960.978

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

第11表 三井鉱山における損益の動向

年度 鉱山名	明治37年	明治38年	明治42年
	上季	下季	下季
三池炭礦	990,968.427	1,120,773.774	1,419,683.591
田川炭礦	221,536.364	207,432.219	198,526.224
本洞炭礦			13,260.147
山野炭礦	(-) 4,157.020	(-) 38,024.072	39,172.858
神岡鉱山	46,234.609	75,363.168	92,465.523
岩雄登鉱山		(-) 11,353.042	32,740.127
劍山礦山		2,060.112	
芝浦製作所	23,091.246		
焦煤製造所			37,895.287
九州炭礦事務所費			(-) 26,090.636
工業学校経費			(-) 13,900.690
本店	(-) 175,954.714	(-) 188,655.893	(-) 255,665.874

(注) 明治37・38年は「三井鉱山会社損益計算表」より、明治42年以降は「三井合名会社鉱山部益金計算表」より作成。

第12表 各鉱山の純益

年度 項目	鉱山名	三池炭礦	田川炭礦	本洞炭礦
		三池炭礦	田川炭礦	本洞炭礦
明治44 上季	総益金	1,611,748.819	200,876.695	64,453.233
	起業損失金	425,029.620	114,399.423	47,706.010
	差引純益金	1,186,719.199	86,477.272	16,747.223
明治44 下季	総益金	1,452,639.750	198,600.679	13,892.332
	起業損失金	418,405.334	110,752.635	53,810.371
	差引純益金	1,034,234.416	87,848.044	(-) 39,918.039

(注) 「三井合名会社鉱山部益金計算参考表」による。

同時に蓄積によつて、固定資本は増大し、結局のところ資本の有機的構成の高度化となつて現象せざるをえない。

この理由からして、「可変資本」は極力少額にしたく、さきの三池炭礦における低賃金強制も、まさにこれに由来するものと考えてよい。

つまり、このような資本蓄積の過程の具現化として一極に「起業費」の増大化があり、その「償却額」を上廻る多額の「投資額」が存在する訳なのであって、もう一方の極には、低賃金すなわち「増賃」しないという方向が打出されてきているものと考えられるからである。

- (1)・(2) 拙稿「諸前提」二八四ページ。
- (3) 『資本論』第一部第七篇、長谷部文雄訳、青木書店版(2)、八八三ページ。
- (4) 前掲書、九七五ページ。
- (5) 前掲書、九三八ページ。
- (6) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』四〇五ページ。
- (7) 「三池炭鉱労務関係資料集成 賃金関係」(上妻幸英「日本資本主義賃金史試論」「竹内理三編『九州史研究』四七〇ページ) より再引)。
- (8)・(10) 前掲、上妻「日本資本主義賃金史試論」四七〇ページ。
- (9) たとえば、橋本折哉「三池鉱山と囚人労働」「社会経済史学」第三二卷第四号) 参照。
- (11)・(12) 隅谷三喜男「炭鉱における労務管理の成立」(中村常次郎・大塚久雄・鈴木鴻一郎編『企業経済分析』所収) 二五九ページ以下。
- (13) 前掲、隅谷「炭鉱における労務管理の成立」二六〇ページ。
- (14) 「三池鉱業所沿革史」第七卷、六八七ページ、および前掲、隅谷「炭鉱における労務管理の成立」二六〇～二六一ページ。
- (15) 前掲、隅谷『日本石炭産業分析』第三章第二節、三四五ページ以下を参照。
- (16) たとえば、前掲書、三四五ページ表III-17～表III-20をみよ。

- (17) 前掲書、三六〇ページ以下。
- (18) 披稿「諸前提」二四八ページ以下の諸表をみよ。
- (19) 前掲、閑谷「炭鉱における労務管理の成立」二六七ページ、第2表における採連炭夫の出身地別調によれば、明治三〇年代中頃では筑後・肥後地方の出身者が全体の八〇%をこえている。
- (20) たとえば、山田盛太郎編著「日本農業生産力構造」第二編第二章および第三章、三二七ページ以下を参照。
- (21) 前掲、上妻「日本資本主義賃金史試論」四七二ページ。この点は、社宅制度を中心とした労務管理の展開と納屋制度の確立をみないで、直轄制へ早く移行することと深く関連している（前掲、閑谷論文、二六二ページ）。
- (22) 前掲論文、四七〇～四七一ページ。
- (23) 前掲稿において「夫は先山＝採炭夫、妻は後山という夫婦共稼ぎで夫婦一日の余剰金約一〇銭となり、ようやく家計を維持するに過ぎない『夫婦型賃金』を形成する」（四七一ページ）と指摘されている。
- (24) 前掲、閑谷「炭鉱における労務管理の成立」、二五九ページも参照。
- (25) なお、かかる賃金支払の方法と関連があるのであるが、明治三八年一一月からは「九州炭礦部規定」をもって、賃錢内払制が実施され、「受負人に工程に応じ、工質の七割以内、直轄夫には八割以内の内払を実施」した（前掲「三井鉱山五十年史稿」卷十六、第十編、第三項、八ページ）。
- (26) 前掲、閑谷『日本石炭産業分析』四二〇ページ以下を参照。

三 九州炭礦部の性格と機能

1 資金運用の実態

そもそも、三井鉱山傘下の各鉱山は、明治二五年四月制定の「三井鉱山合資会社会計規則」に拠つて各鉱山毎に收支計算をおこなってきているが、本店はこれを監査・統轄していくにすぎない。鉱山経費は大略興業費（新規工事又は著しき改良工事のための費用）と営業費（既成事業の維持および営業のための費用）の二種より構成されていた。⁽¹⁾

	手形割引(住友銀行) 博多支店		(A) 計		(B) 営業費計		A/B
%	円	%	円	%	円	%	
4.8	465,000.00	38.5	1,205,332.93	100	1,474,649.589	81.7	
3.6	470,000.00	40.6	1,156,990.43	100	1,348,048.107	85.8	
2.7	285,000.00	22.5	1,261,078.38	100	1,517,700.127	93.5	
4.8	370,000.00	28.6	1,289,956.19	100	1,652,497.062	78.0	
3.9	480,000.00	26.9	1,777,932.12	100	1,924,780.739	92.3	
3.3	640,000.00	37.8	1,690,002.87	100	1,888,334.291	89.4	
4.8	370,000.00	28.6	1,289,956.19	100	2,008,417.784	64.2	

4) 「三池鉱業所沿革史」第10巻、会計課 70~71 ページより引用。

5) 営業費（諸給、旅費、事務所費、諸渡鉱夫賃、營繕費、労力賃、排水費、通気費、採炭費、運搬費、撰炭費他）総計は、卷末付表による。

そして、会計事務の概要⁽²⁾をみれば、次の通りである。

A 予算

(一) 毎期通常総会で予算を以て本店費額、各山収入額及び

支出額を定める

(二) 各山は総会前迄に次期の收支金額を予算し、説明書を

添えて本店に差出す

(三) 本店は各山提出の予算に本店の経費予算を加えて総会に提出、議定の結果を各山に通知する

B 決算

(一) 各山は毎年六月、十二月に、毎期決算勘定書を本店へ

提出する

(二) 本店はこれを審査して一括し、本店の分を差加えて当社総勘定書を調整、通常総会を経て認可状を各山に下附する

提出する

C 金銭受払

(一) 当社の金銭受払は、すべて三井銀行に委托する

(二) 各山収入はその都度、その取引銀行に預入すること

(三) 各山経費は、その月の予算額を毎月銀行預金の範囲内

九州炭礦部の性格と機能（加藤）

第13表 三池炭礦資金の内容

年 度	鐘 紡 (綿糸代)		物 産 (石炭代)		雜 口
明治 { 上季 37年 }	563,866.06	46.8 %	117,854.04	9.7 %	58,612.87
	440,881.84	38.1	204,416.81	17.6	41,691.82
38年 { 上季 下季 }	781,490.64	61.9	159,674.90	12.6	34,912.84
	494,563.14	38.3	362,642.97	28.1	62,750.08
39年 { 上季 下季 }	984,878.40	55.3	242,511.31	13.6	70,542.41
	646,812.00	38.2	347,000.00	20.5	56,190.87
40年 上季	494,563.14	38.3	362,642.97	28.1	62,750.08

- (注) 1) 住友銀行手形割引は明治40年下季より廃止。
 2) 鐘紡よりの資金受入は明治41年4月1日より廃止。
 3) 物産よりの資金受入は大正3年9月より中止。

に於て本店が之を廻送する

(四) 各山が収入金を超過して経費支弁の必要ある時は、申請により本店は利息付（傍点——引用者注）を以て廻送する。但し金額には各山毎に一定の制限を設ける

(五) 各山は予算月額を起えて経費廻送の請求を為すを得ないが、物品購入等のため、次月の経費中から繰上支払をする時は、本店に具陳の上裁可を受くること

(六) すべて金銭の受払は正当証書を徵し、鉱長及会計主任これに認印の上執行する

しかしながら、「明治三十五年の製品収入事務を劈頭に、三十七年には起業費及財産の償却事務、四十年には損益計算事務員が続々山元から本店へ移管され」⁽²⁾たが、特に「明治三十八年の勘定科目大改正は特筆すべきもので、創業以来の経済事情の変遷に処し、屢々局部的改正を見来つた勘定科目に從來の姑息手段を一擲して根本的改革を行つたものである。『本店勘定』の如きもこの時設けられたものであるが、四十二年の営業費大改正も特に記憶されるべきであろう」⁽⁴⁾といわれている。

つまり、当面の課題たる九州炭礦部創設時点が、会計機構の上でも丁度その変化の時期に当っていたものと考えられる。たとえば、九州炭礦部会計長の「分業事務」としては、「鉱業上ノ経済ヲ調理シ、物品ノ購買其他總テ会計ニ関スル事務ヲ監督ス」べきものと定められていたのである。

さて、かかる鉱業資本たる三井鉱山の運動形態を反映して、各鉱山の「山元資金」、より具体的にいえば、「三池炭礦資金」の運用については、「九州炭礦部資金運用法」⁽⁶⁾が明治三九年上半季に制定されてゆくのである。

この間の運用を数字で示したもののが、第一三表である。

第一に、営業費⁽⁷⁾に対して、最高九四%にも達する「三池炭礦資金」のうち、大略三八%から六一%の金額を鐘紡四支店の「綿糸代」に、又二二%から四〇%を超える「手形割引」を住友銀行博多支店の信用関係に負っているのである。第二には、逆にいうならば三池炭礦本来の生産物収入たる三井物産よりの「石炭代」は一〇%ないしは二八%強にしか達していない。たゞ、増加傾向を明らかに示している点は、注目すべきである。

第三に、表の下段に注記したように、住友銀行との手形割引による信用授受の関係は明治四〇年一〇月より、又鐘紡四支店よりの資金受入は翌四一年四月一日より、さらに三井物産よりの資金受入は大正三年九月より、それぞれ中止されてゆくのである。⁽⁸⁾

以上、会計制度ないしは組織、さらに又実際の「三池炭礦資金」受入れの実態からみても、「九州炭礦部資金運用」は極めて短期間の、いってみれば三井財閥形成過程の歴史的所産であつたとみるべきであろう。

- (1) 前掲「三井鉱山五十年史稿」(以下、「五十年史稿」と略す)卷十七、第十二編会計、第一章概況、一ページ。
(2) 前掲「五十年史稿」一〇二ページ。もちろん、かかる「会計規則」と実際の運用との間に何可成りのギャップが存在したも

のと予想できる。たとえば「明治二十七年古田慶三、大坪金一郎、それに私の三人が本店から三池へやられることになった。その時益田孝さんが『三池は從来御役所仕事で商業簿記まで整頓していないと思う。君達は会計主任を助けて一つ大いに改革

してくれと言われた。ところが岩田謙三郎さんが会計次長（同氏は九州炭礦部時代の会計長である——引用者注）、それに河村民介、福田香苗、井岡武吉と言った人々がいて、既に立派に商業簿記でやっていた」（川村貞次郎氏談）（同上書、三ページ）状態であるとともに、反面では、「当時各山の勢力は強く、従つてその毎期収入報告はかなり粗放なものであったと言われる。何でもこれは本店の認可を要するというのに、山の会計主任は『山元で処理して差支なきものと認む』と言つて来る。本店でも仕方がないから『依命』という奥の手を出して押え付けて居った。全く現場委せ、本店は監督するという名儀のみだった」（片山真五郎氏談）（同上書、四ページ）といわれている。

(3) 前掲「五十年史稿」四ページ。

(4) 前掲書、五ページ。

(5) 前掲「三池鉱業所沿革史」第二巻、秘書課一、第一章、職制ノ改廃、四九一ページ。

(6) 批稿「諸前提」二三三ページ以下。なお、極めて残念なことに、この「九州炭礦部資金運用法」および「九州炭礦部営業報告」の内容を究明する手掛りに恵まれてはいない。後考にまちたい。

(7) 前掲「五十年史稿」（二八ページ）によれば、「営業費項目は常費（当部は普通費と称した）を根幹として構成され、……（中略）……普通費は採鉱費、俸給、雑給等の費用で整理され、大正期に入つては、従来改修費の名目で取扱われた採鉱及び開坑費は常費中の採鉱所費に組入」られている。

(8) 前掲「三池鉱業所沿革史」第十巻、会計課、七〇～七一ページ、および前掲「五十年史稿」卷十七、第十二編会計、四八ページ以下を参照。

2 九州炭礦部の性格と機能

前稿以来、九州炭礦部成立の歴史的諸前提ならびに、三井鉱山内部における資本蓄積の態様に照射を与えて、検討を重ねてきたのであるが、前稿での設問にも答えつゝ要約を試みることとした。
そもそも、明治三八年三月二七日に三池炭礦事務所が三池炭礦総務部⁽¹⁾と改められ、田川炭礦をも管理することとなつていたが、同年七月一八日には、この三池炭礦総務部が九州炭礦部となり、田川炭礦の他に、山野炭礦をも管理するこ

38年上季	39年上季	40年上季	41年上季	42年上季	43年上季	44年上季
円 1,551,236	円 1,639,085	円 1,467,269	円 776,474	円 701,499	円 856,046	円 945,944
288,377	293,965	460,815	227,350	283,150	301,354	204,912
487,285	674,092	514,284	690,516	1,000,953	453,283	468,910
219,802	347,918	374,322	337,656	245,510	216,572	228,491
53,559	71,738	123,563	22,961	68,857	73,578	70,342

より作成。

となつたのである。この場合、すでに第二節で若干検討をおこなつたように、明治三〇年以降必ずしも安定した收支状況を示していない山野炭礦をも、九州炭礦部の一翼に抱え込むことは、三井「鉱山ノ主力ハ三池ニ据ヘ田川及山野ヲ指揮セバ距離接近事情最も克ク疎通スル」為であつたと考えられる。共同の石炭移・輸出販売のみならず、おそらく技術交流も考えられるのであって、その意味での統一が強く要請されたきたものと考えてよい。

第一は、さきに検討した「九州炭礦部資金運用法」に示されているように、綿糸販売代金と石炭販売代金、さらに又本来ならば住友系ともいうべき住友銀行からの信用授受の問題である。もちろん、前述したように数年を出ない間にこれらの信用関係は中止されてゆくわけなのであって、三井財閥形成過程のすぐれて過渡的な所産であることは繰返すまでもないであろう。

この場合、具体的には鐘紡と関連をもつたわけであるが、一般的には日本資本主義の確立に重要な役割を果した綿糸紡績業の展開・集中を前提にしている点に着目したい。そして、さらに石炭輸出と並んで綿糸布輸出ならびに棉花輸入に決定的ともいふべき役割を果している三井物産の石炭販売代金・綿糸販売代金を前提に信用供与の形をとっているのであって、「たとえば、一炭坑に大きな利害関係をもつ一銀行は、ある製鉄所に対する自己の勢力をを利用して、この製鉄所をこの炭坑の顧客にしようとする」ところの、恰も結合生産の萌芽に似て、「部分的産業結合が商業を減ら⁽⁴⁾」し、「独

第14表 主要紡績会社純益金の動向

	明治36年上季	37年上季
渕 阪 紡 紡	278,008 円	402,785 円
大 三 紡 紡	26,300	190,145
尼 倉 紡 紡	146,269	149,548
鐘 大 紡 紡	124,613	124,663
重 崎 敷	26,953	18,520

(注) 前掲、「総説」(上) 231 ページ、表III-9

占的結合は、独立商業の排除を惹起する⁽⁵⁾のであり、本来「流通空費は利潤からの一控除をなした。この費用の縮減は、産業利潤が、企業者利得が、商業費用の縮減によって遊離した額だけ増大するということを意味する⁽⁶⁾」。

いうまでもなく、九州炭礦部の形成は結合生産あるいは「混合企業」そのものではなく、大正期に形成されてくるいわゆる「三池コンビナート」⁽⁷⁾形成的前史とみるべきである点はいうまでもない。

しかも、「資金運用」の特殊性に示される九州炭礦部の性格は確立期日本資本主義の特質ともいべき、消費資料生産部門たる綿糸紡績業の優位性と、生産手段生産部門の劣弱性（官営八幡製鐵所の代位）という構造連関の中で⁽⁸⁾、一面では石炭産業のもつ「起業費投資額」の巨大さと、他面では石炭輸出に随伴する売炭代の回収の困難さを一時的にもせよ解決してゆくための過渡的な形態を示していくと考えられよう。

換言するならば、「三池コンビナート」の基軸を構成した三池炭礦（あるいは広く、こゝでの九州炭礦部）が、順調な利益計上を継続するために、日露戦争前後における綿糸紡績業の展開の中で、特に九州四支店を含む鐘紡の純益は、第一四表の示すように、主要紡績会社のうち最大で、かつ日露戦争以降には著増の傾向を示しているのであって、まさに九州地方の鐘紡四支店の綿糸販売代は好都合のものであつたと考へても大過ないといえよう。

- (1) 前掲「三池鉱業所沿革史」首巻、七一页、および第一巻、秘書課一、第一章、一五六ページ以下参照。
- (2) 白井喜代松「三井物産合名会社概観」。
- (3) ヒルファディング『金融資本論』第三篇第十一章（岡崎次郎訳、岩波文庫版（中））三九ページ。

- (4) 前掲書、第三篇第十三章、六六ページ。
- (5) 前掲書、六八ページ。
- (6) 前掲書、七四ページ。
- (7) 前掲『大牟田産業經濟の沿革と現状』第五章第三節、一一一ページ以下をみよ。
- (8) 山田盛太郎『日本資本主義分析』一一ページ。

四 総括——三井家同族会管理部創設と関連させて

三井営業「各店ノ整理事務ヲ企画セシムル所ノ一機関」として創設された管理部の規則制定の前文には、次のように記されている。すなわち

三井営業店ハ目下四合各会社ニ分立スルト雖氏等シク同族十一家ノ出資ヨリ成立セルヲ以テ本来同質異体ナルカ故ニ同族ハ協同一致各自誠意ヲ尽シ目的ヲ一貫シテ祖先ノ遺業ヲ維持シ益々将来ノ發達ヲ期……（中略）……サンニハ先ツ各営業店ノ實際ヲ知悉シ常ニ整理ヲ遂行シ過古ニ微シ未來ヲ慮り深ク時勢ノ変遷ヲ洞察シ事業ノ伸縮興廢等ヲ講究シ又能ク同族各自ト各店理事等ト情誼ヲ厚フシテ親密ヲ保チ殊ニ各店間ノ連絡ヲ通シ統一ヲ保持スル

そして、付則ともに二四条からなるこの「管理部規則」の第一五条では、各営業店の「損益決算・利益配当・積立金・財産ノ保存年限、補填積立金割合、土地建物ノ買入、船舶ノ新造買入及ヒ売却、商品ノ買持」までについて詳細に規定されている。

すでに前節で、三井家同族会の才入出明細についてふれたのであるが、そこでの「特別営業準備金及臨時準備金」が、ともに才入出合計に対する比率としては四七%を示しつゝ、いわば一旦同族会へ吸い上げられ、再び三営業店へ交付されるというメカニズムの存在を指摘しておいた。

しかしながら、この管理部が機能を示し始めた明治三〇年代後半において、物産に次ぐとはいえ、鉱山に対しては五〇万円余の交付金では、三井鉱山の中核たる三池炭礦の営業費の大略二〇%前後をまかぬいうるにすぎない。とするならば、同じ明治三〇年代における鉱業資本としての「起業費投資額」の増大が、「起業費償却額」をはるかに上廻っていること、および石炭販売の需要先としての工場用・鉄道用炭の増大にもかゝわらず、海外輸出に比重が高いこと、したがって売炭代金回収の困難性が存在する以上、「九州炭礦部資金運用法」にみられるような特殊な形態をとらざるをえなかつたものといえよう。

しかしながら、明治四〇年代に入ると管理部を中心とする三井合名会社の創立、さらに又三井鉱山の「年賦金完済」に伴う三池築港の着手・完成、しかもこれを前提とした「三池コンビナート」生成条件の発生も加わって、さきの特殊な「九州炭礦部」資金運用の生成基盤は消滅してゆく運命に転じたものといえよう。